大阪労働局の取組について

令和７年11月

大阪労働局労働基準部健康課

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

１．工作物の事前調査者要件の義務化

２．石綿５か年計画について

３．災害事例

工作物の事前調査要件の義務化

■工作物の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、当該工作物に係る石綿の使用の有無について、有資格者（工作物石綿事前調査者）に調査させなければならない

■令和8年1月1日以降着工の工事から義務付け

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等が該当。なお、建築物内に設置されたエレベーターは、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物。

対象工作物及び事前調査の資格

◆工作物石綿事前調査者資格が必要

・反応槽　・加熱炉　・ボイラー及び圧力容器　・配管設備（建築設備を除く）　・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）　・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）　・変電設備　・配電設備　・送電設備（ケーブルを含む）

◆工作物石綿事前調査者、一般/特定建築物石綿含有建材調査者、令和５年９月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者　のいずれかの資格が必要

・煙突（建築設備を除く）　・トンネルの天井板　・プラットホームの上屋

・遮音壁　・軽量盛土保護パネル　・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板　・観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）

・その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去の作業

工作物石綿事前調査者の資格を取得するには？

- **都道府県労働局長の登録を受けた「工作物石綿事前調査者講習機関」が実施する講習を受講し、修了する必要がある。**

講習の種類	工作物石綿事前調査者講習
講習の方法及び受講科目	講義（11時間）及び筆記試験 ①基礎知識１（労働安全衛生法等）【１時間】 ②基礎知識２（大気汚染防止法等）【１時間】 ③工作物図面調査【４時間】 ④現場調査の実際と留意点【４時間】 ⑤報告書の作成【１時間】
受講資格	工作物に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置付け	工作物石綿事前調査者
講習において対象とする石綿含有建材	特定工作物の全ての材料（レベル１，２，３建材を含む）及び工作物に使用される塗料等石綿を含有する不定形材料
受講免除	①石綿作業主任者技能講習修了者は、基礎知識１に係る講義の受講を免除できる ②建築物石綿含有建材調査者（一戸建てを除く）等は、基礎知識１，２及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる（※）

工作物石綿事前調査者講習機関はどこで確認できる？

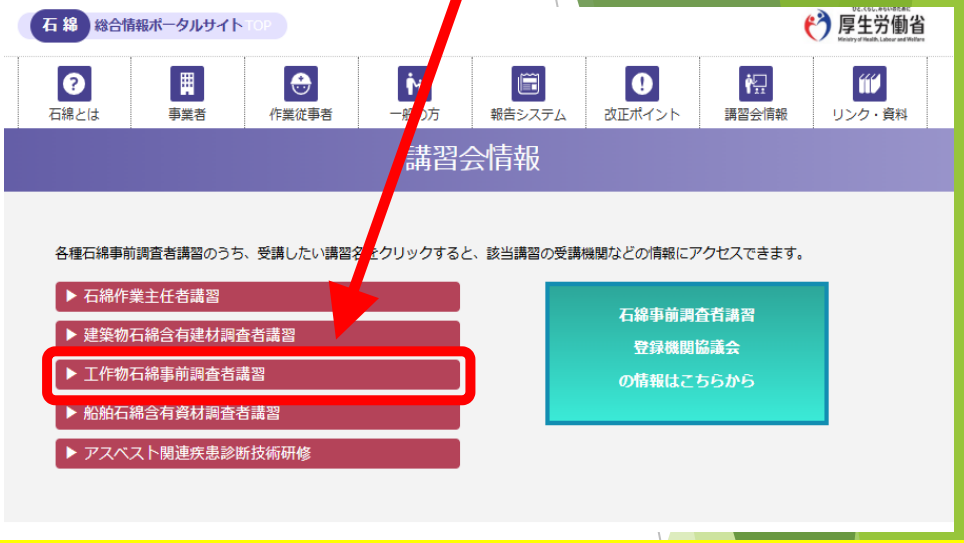
①「石綿総合情報ポータルサイト」にアクセス（https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/）



②「講習会情報」をクリック



③「工作物石綿事前調査者講習」をクリック



④全国の登録されている機関一覧が見れる



受講資格もこちらで確認できます

石綿ばく露防止対策の推進について

大阪労働局
石綿ばく露防止対策　店社指導５か年計画

令和４年度から令和８年度までの５か年において、事前調査等の報告の内容から、建設業事業者の店社に対して監督指導等を実施するもの
（石綿事前調査の報告漏れが疑われる事業場、石綿事前調査が適切に行われていないと疑われる事業場、作業時の措置として法令違反が疑われる事業場、などに優先的に実施）

アスベスト除去事故相次ぐ　密閉空間、迫る解体ピーク

7/23(水) 3:32 配信



3月、東京都千代田区のビル解体現場近くに集まる消防隊員ら。作業員16人がCO中毒となり病院に搬送された

建物解体に伴うアスベスト（石綿）除去作業中に、粉じん飛散防止のため密閉された空間での事故が相次いでいる。発電機使用で一酸化炭素（CO）中毒になるケースもあり、専門家は「対策が十分ではない現場もある」と指摘。飛散性が高い石綿建材を含む建物の解体は2028年度ごろにピークを迎えるといい、さらなる事故増加が懸念されている。

25年3月、東京都千代田区のビル解体現場で、作業員16人がCO中毒となり病院に搬送された。5月には堺市の工事現場で3人が倒れ、うち1人は一時、意識不明となった。いずれも石綿除去中で、密閉空間で発電機を使用していたとみられる。

4月に起きた大阪市のビル解体現場の事故では、女性作業員が死亡。石綿をはがすために密閉空間で有機溶剤を使用していたとみられ、府警が業務上過失致死容疑も視野に捜査を進める。

日本石綿対策技術協会によると、粉じんを吸い込むとじん肺や肺がんになる恐れがあり、除去には飛散防止措置が義務化されている。人体への危険性に加え、飛散防止のために閉ざされた空間での作業が求められ、難易度の高い工事とされる。

事例１

【災害発生状況等】

　ＳＲＣ造８階建他解体工事現場内の屋上塔屋に設置された隔離養生内にて、有機要塞含有剥離剤を用いて石綿含有塗材の除去作業を行っていたところ、作業員３名が意識不明となり、うち１名が死亡したもの。

【災害発生の直接原因について】

　隔離空間内において有機溶剤業務を行わせるに際して、作業員に対する有機溶剤へのばく露防止措置が不十分であったこと。

【再発防止対策】

　使用する化学物質に対しリスクアセスメントを実施し、その上で適切な作業方法の決定や、ばく露防止措置、保護具等使用の選定を行うこと。

事例２

【災害発生状況等】

　ＲＣ造２階建住宅の解体工事現場において、外壁の石綿含有下地調整剤を除去するため、躯体と足場の空間を隔離養生し、グラインダーを用いて作業を行っていたところ、発電機を隔離養生内において作業をしていたため、隔離空間内に排気ガスが充満し、作業員３名が意識不明となったもの。

【災害発生の直接原因について】

　発電機を隔離養生内で使用したことにより、隔離空間内において作業員が意識を失う程度の濃度の一酸化炭素量となったこと。

【再発防止対策】

　発電機は、室内や換気の悪い場所で使用しないこと。

ご清聴ありがとうございました。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare